

令和2年度認定こども園の施設整備・移行支援関連事業（補助金等）

1 保育所等整備交付金（厚生労働省所管）

【認定こども園を整備する場合】
1号～3号のうち2・3号の
定員に係る経費が対象となる

(1) 対象事業

- ・ 保育所の施設整備費
- ・ 保育所型認定こども園の保育所部分に係る施設整備費
- ・ 幼保連携型認定こども園の保育所機能部分に係る施設整備費
- ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に係る施設整備費
- ・ 小規模保育事業所に係る施設整備費（公立含む）
- ・ 防音壁設置に係る整備費
- ・ 防犯対策強化に係る整備費（認定こども園の場合は幼保連携及び保育所型のみ対象，備品購入のみは対象外）

(2) 今年度の協議スケジュール

	国提出期限	県提出期限	内示
第1回	2月上旬	国提出期限の 約10日前	4月上旬
第2回	4月上旬		6月上旬
第3回	6月上旬		8月上旬
第4回	8月上旬		10月上旬
第5回	10月上旬		12月上旬

(3) 補助金の流れ

国→市町村→設置者

(4) 補助率

国：1/2～2/3，市町村：1/12～1/4，設置者：1/4

(5) 留意事項

- ・ 補助率・補助基準額の優遇措置関連
 - 「子育て安心プラン」への参加等（市町村負担率：1/4→1/12）
 - 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業」への取組（賃借料加算，地域の余裕スペース活用促進加算の増額）など
- ・ 認定こども園を整備する場合，全体定員に対する2・3号に係る専有面積又は定員の割合に応じて補助対象経費を算出することになります。（1号定員に係る補助は3の「認定こども園施設整備交付金」により助成を受けることが可能です。）
- ・ 認可保育所等の整備について，一定の要件のもと「市町村長が認める者」（株式会社など）も補助対象に含まれます。
- ・ 防犯対策事業（門・フェンス，非常通報装置等）も補助対象経費に含まれます。
- ・ 厚生労働省の内示後に事業着手可能となります。（実施設計及び工事契約等）

2 宮城県保育所等整備緊急加速化事業費補助金（県単独事業）

（1）事業内容

1により認可保育所及び認定こども園（保育所（機能）部分）の施設整備を実施する際に、対象経費の実支出額が国基準額を超過する場合にその超過経費について補助するもの。（実支出額 > 国の基準額 ⇒ 差額部分が補助対象）

（例）対象経費 200,000千円（①）
 補助基準額 150,000千円（②）
 差額 50,000千円（③=①-②）
 ⇒ ③（50,000千円） × 補助率（1/2～3/4 ※） = 補助金額

※ 補助率・補助上限額は事業類型により設定

事業類型	事業内容	補助率	補助限度額
沿岸部被災地復興型	東日本大震災により被災した沿岸市町において保育所等を整備する場合 [対象地域] 仙台市（宮城野区、若林区に限る）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町	3/4	上限 20,000 千円 下限 1,000 千円
産業振興促進型	工業団地等において工業団地内等の企業が保育所等を整備する場合 [対象地域] 県内の工業団地又は工業団地に準ずる地域 ※ 工業団地に準ずる地域とは、工場等が集中して立地する地域等をいう。 なお、この地域における事業の場合は、市町村の意見書を添付すること。	2/3	上限 17,000 千円 下限 1,000 千円
一般型	県内において保育所等を整備する場合。ただし、仙台市を除く。	1/2	上限 10,000 千円 下限 1,000 千円

（2）補助金の流れ

・県→設置者（市町村への補助ではありません。）

（3）留意事項

・市町村による嵩上げ補助事業を独自に実施している場合には、事前に情報提供願います。

3 認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）



【認定こども園を整備する場合】
1号～3号のうち1号の
定員に係る経費が対象となる

(1) 補助対象

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育部分に係る施設整備費
- ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分に係る施設整備費
- ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分に係る施設整備費
- ・ 防犯対策強化に係る整備費（幼稚園型のみ対象，備品購入のみは対象外）

(2) 今年度の協議スケジュール

	国提出期限	県提出期限	内示
第1回	2月上旬	国提出期限の 約10日前	4月上旬
第2回	4月上旬		6月上旬
第3回	6月上旬		8月上旬
第4回	8月上旬		10月上旬
第5回	10月上旬		12月上旬

※ 保育所等整備交付金と同じスケジュールとなります。多くの場合，保育所等整備交付金と同時に使用します。

(3) 補助金の流れ

国→県→市町村→設置者（1と取り扱いが異なるので留意願います。）

(4) 補助率

国：1／2，市町村1／4，設置者1／4

(5) 留意事項

- ・ 防犯対策事業（門・フェンス，非常通報装置等）も補助対象経費に含まれます。
- ・ 文部科学省の内定後に事業着手可能。（実施設計及び工事契約等）

4 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（文部科学省所管）

（「教育支援体制整備事業費交付金」のメニューの一つ）

(1) 補助対象

- ・ 幼保連携型認定こども園，幼稚園型認定こども園及び幼稚園における遊具等環境整備

[具体的な補助対象経費] 遊具，運動用具，教具，保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費

(2) 今年度の協議スケジュール

国提出期限	県提出期限	内定
未定	未定	未定

(3) 補助金の流れ

国→県→設置者（市町村予算は通りません。）

(4) 補助率，交付基準額

①幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園の場合 国：1／2，設置者1／2

②幼稚園 国：1／3，設置者：2／3

※ 交付基準額は①，②いずれも2,000千円（補助上限額は1,000千円）

(5) 留意事項

⇒翌年度に幼保連携型又は幼稚園型に移行する予定の幼稚園については，補助率を1／2とすることができる。

5 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援（文部科学省所管）

（「教育支援体制整備事業費交付金」のメニューの一つ）

(1) 補助対象

- ・ 私学助成を受ける幼稚園が認定こども園又は新制度幼稚園に移行する際の事務負担を軽減するための費用に対する補助

[具体的な補助対象経費] 認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び外部委託費 等

(2) 今年度の協議スケジュール

国提出期限	県提出期限	内定
未定	未定	未定

(3) 補助金の流れ

国→県→設置者（市町村予算は通りません。）

(4) 補助率，交付基準額

国：1／2，設置者1／2

※ 交付基準額は1,600千円（補助上限額は800千円）

(5) 留意事項

- ・ 認定こども園の認可及び新制度に移行していない幼稚園を有する学校法人が補助対象。
- ・ 交付を受けた園は，認定こども園の認可を受ける又は新制度幼稚園に移行すること。
- ・ 既に，子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。

6 宮城県認定こども園移行等推進事業費補助金（県単独事業）

（1）補助対象

- ・既存の私立幼稚園・私立保育所が認定こども園に移行する際に必要となる事務費用に対する補助

[具体的な補助対象経費]

- ①測量・製図業務・基本設計委託料等補助
- ②認定こども園化に伴う事務費補助
- ③認可申請等に係る事務員雇上費補助（※）
- ④保育教諭採用活動費補助

※私学助成を受ける幼稚園が認定こども園に移行する場合は③は対象外となる。

→「5 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」を活用願います。

なお、この場合でも①③④は対象となります。

（2）今年度の申請スケジュール

県提出期限	交付決定
7月下旬	9月中旬

※ 上記期限後においても予算の範囲内で適宜申請を受け付けます。

（3）補助金の流れ

県→設置者（市町村予算は通りません。）

（4）補助率，補助基準額

県：1／2，設置者1／2

※ 補助基準額は（1）①～④の合計で2,000千円（補助上限額は1,000千円）

（5）留意事項

- ・交付を受けた園は，認定こども園の認可・認定を受けること。

7 宮城県認定こども移行支援アドバイザー派遣事業

（1）事業目的

- ・認定こども園への移行に関心を持つ幼稚園・保育所に対して認定こども園に係る有識者をアドバイザーとして派遣し，必要な助言等を行うことにより，円滑な意向を支援する。

（2）アドバイザー派遣実施概要

- ・派遣期間 令和2年8月～
- ・派遣回数 10件程度
- ・派遣先 認定こども園への移行を検討している幼稚園・保育所又は法人本部 等

（3）留意事項

- ・翌年度以降に認定こども園への移行を予定している，または具体的な検討をする幼稚園・保育所などを対象とする。